

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】 市民保健課 市民係

個人情報ファイルの名称	戸籍事務（戸籍簿・除籍簿・改正原戸籍簿）	
行政機関の名称	下田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の親族的な身分関係を登録・公証し、戸籍事務を適正に管理する。	
記録項目	1. 氏名 2. 性別 3. 生年月日 4. 住所 5. 本籍 6. 国籍 7 親族関係 8. 婚姻 9. 続柄	
記録範囲	下田市に本籍を置く本籍人	
記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請、嘱託、請求、通知、公用請求による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	静岡地方法務局 下田市局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 年 月 日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】 市民保健課 市民係

個人情報ファイルの名称	印鑑登録証明書交付申請書	
行政機関の名称	下田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民保健課 市民係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録発行記録の管理	
記録項目	氏名、生年月日、住所、識別番号	
記録範囲	下田市に印鑑登録があり、印鑑登録証明書発行申請をした住民	
記録情報の収集方法	本人、代理申請者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日 (最終修正日) : 令和 4 年 3 月 17 日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】市民保健課 市民係

個人情報ファイルの名称	印鑑登録事務（印鑑登録原票、印鑑登録申請書）	
行政機関の名称	下田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民保健課 市民係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録及び証明制度の円滑な実施に資するため	
記録項目	識別情報、氏名、生年月日、住所、印影	
記録範囲	下田市に印鑑登録している住民	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	下田市印鑑登録条例	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 3 月 17 日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】市民保健課 市民係

個人情報ファイルの名称	住民異動事務（住民異動届・連絡票）	
行政機関の名称	下田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民保健課 市民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民異動に関する記録について記録及び管理	
記録項目	氏名、生年月日、性別、住所、前住所、転出先住所、世帯主名、続柄、本籍、筆頭者、住民となった日、住定日、住民票コード、個人番号、通称名、併記名、国籍・地域、在留資格、在留カード等の番号、在留期間等、異動事由、異動年月日	
記録範囲	下田市に住民登録している住民	
記録情報の収集方法	住民異動届出書、戸籍届出、他市町からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法、住民基本台帳法施行令等	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 3 月 17 日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】 市民保健課 市民係

個人情報ファイルの名称	住民票申請用紙	
行政機関の名称	下田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民保健課 市民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民票発行記録の管理	
記録項目	氏名、生年月日、住所	
記録範囲	下田市に住所があり、住民票発行申請をした住民	
記録情報の収集方法	本人、代理申請者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日 (最終修正日) : 令和 4 年 3 月 17 日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】 市民保健課 市民係

個人情報ファイルの名称	相続税法第 58 条の規定による通知書	
行政機関の名称	下田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	相続税法第 58 条通知の作成	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 続柄、4. 住所	
記録範囲	下田市に死亡届が届出された人	
記録情報の収集方法	本人、庁内関係部署、庁外関係機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	庁内関係部署（税務課資産税係）、庁外関係機関（税務署）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 年 月 日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】 市民保健課 市民係

個人情報ファイルの名称	人口動態調査票データ	
行政機関の名称	下田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 年齢、4. 生年月日、5. 性別、6. 本籍・国籍、7. 婚姻歴、8. 健康・病歴、9. 職業・職歴	
記録範囲	下田市に戸籍届書を届け出たもの	
記録情報の収集方法	本人、庁外関係機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	庁外関係機関（保健所）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 下田市総務課	
	（所在地） 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 年 月 日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】 市民保健課 市民係

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務（住民基本台帳、住民記録システム）	
行政機関の名称	下田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民保健課 市民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民異動に関する記録について記録及び管理	
記録項目	氏名、生年月日、性別、住所、前住所、転出先住所、世帯主名、続柄、本籍、筆頭者、住民となった日、住定日、住民票コード、個人番号、通称名、併記名、国籍・地域、在留資格、在留カード等の番号、在留期間等、異動事由、異動年月日	
記録範囲	下田市に住民登録している住民	
記録情報の収集方法	住民異動届出書、戸籍届出、他市町からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市民保健課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法、住民基本台帳法施行令等	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 3 月 17 日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】 市民保健課 市民係

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ネットワークファイル	
行政機関の名称	下田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく利用	
記録項目	1. 氏名 2. 性別 3. 生年月日 4. 住所 5. 個人番号 6. 住民票コード	
記録範囲	下田市に住民登録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日 (最終修正日) : 令和 年 月 日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】 市民保健課 市民係

個人情報ファイルの名称	個人番号カードファイル	
行政機関の名称	下田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	国民の利便性の向上のため	
記録項目	1. 氏名 2. 性別 3. 生年月日 4. 住所 5. 個人番号	
記録範囲	下田市に住民登録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人・地方公共団体システム機構	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日 (最終修正日) : 令和 年 月 日